

報酬規定	適切なお仕事をするための適正報酬額
社会保険労務士の仕事	労働社会保険関係の法律及び専門家として、企業経営の四要素（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、ヒトの採用から退職までの労働及び老後の年金を含む生活設計や介護の相談に応じるヒトに関するエキスパートです。

こもん 顧問事業所では、年間を通して継続的に人事に携わります。		顧問報酬	該当
サービス内容	役員・従業員数による	顧問額 (千円)	規模
社会保険諸法令に関すること 相談・指導 事務代理 関係書類の作成 申請書の提出代行 官公署での書類取り寄せ 法定3帳簿の整備 労働者名簿・賃金台帳・出勤簿	労働基準法	4人以下	25
	労働者災害補償保険法	5～9人	35
	労働安全衛生法	10～19人	45
	雇用保険法	20～29人	60
	職業安定法	30～49人	80
	育児休業法	50～69人	100
	健康保険法	70～99人	120
	厚生年金保険法	100～149人	160
	国民年金法	150～199人	190
他、関係諸法令	200人以上	依頼者と協議	

上表は役員を含めた事業所の人数でみます。
顧問業務は年間契約を基本とし、原則として年間の途中で数字は変わりません。
新しく保険に入った事業所は、継続指導の為、一年間以上の顧問契約を選んでください。
社会保険労務士会報酬規定(平成13年度)の数字です
交通費・文書料・印紙代・雑費は、実費になります。
複雑なものは基本料に加算することがあります。

すぽっと 顧問報酬に含まれないものは、個別に報酬が発生します。		一時的依頼	顧問事業所	依頼
		報酬額 (千円)		
新規適用 又は 全喪失	新たに保険に入る又は廃止するための手続き 厚生年金保険・健康保険 雇用保険・労働者災害補償保険	一律	80 50	64 40
一般	厚生年金・健康・介護保険資格取得手続	基本料	10	0
	労災保険・雇用保険加入手続		10	0
	厚生年金・健康・介護保険資格喪失手続		10	0
	労災保険・雇用保険喪失(離職表)手続		10	0
	法定3帳簿の整備		30	0
	特別に調査を要する年金請求事務		30	24
	就業規則・各種規定の作成		200	160
	就業規則・各種規定の変更		100	80
	社会保険・労働保険の審査請求事務		100	80
	再審査請求事務		150	120
	社会保険月額変更届事務		10	8
	労働保険料の更新(5月)		25	20
	社会保険料の算定(7月)		30	24
	給付金事務(労災・雇用保険等労働保険)		30	24
	給付金事務(傷病手当等社会保険)		30	24
	在職年金シュミレーション		30	24
助成金請求事務	プラス会社負担年間減額	年額×0.2	×0.15	
	30	30	24	
	プラス成功報酬	受給額×0.2	×0.15	
労務管理	10時間まで	基本料	100	0
相談・立ち会い	10時間まで	基本料	100	0
苦情処理	10時間まで	基本料	100	0
給与計算		月額	30	24
5人以上は1人につき400円を加算する。				